

亀山市公告第24号

次のとおり一般競争入札を行うので、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第4条の規定により公告する。

令和元年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

1 入札に付する事項

- (1) 市有財産（土地・建物）の売却
(2) 物件

次の土地及び建物を一括売却する。

ア 土地

所在	地番
亀山市関町鷺山字南垣内	478番17
亀山市関町鷺山字南垣内	478番18
亀山市関町鷺山字南垣内	478番46

イ 建物

所在	家屋番号
亀山市関町鷺山字南垣内478番地17	478番17
亀山市関町鷺山字南垣内478番地17、478番17地先	478番17の2

2 契約の内容を説明する日時及び場所

- (1) 日時

令和元年7月1日（月）から同月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 場所

亀山市本丸町577番地

亀山市役所本庁舎2階 総合政策部財務課

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時

令和元年7月26日（金） 午前9時

- (2) 開札の日時

令和元年7月26日（金） 入札後直ちに実施

(3) 入札及び開札の場所

亀山市本丸町577番地

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

4 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札までに納付すること。

(2) 契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。

5 入札者に必要な資格に関する事項

本案件の入札に参加できる者は、市内に住所を有する個人又は市内に事務所若しくは事業所（営業所を含む。）を有する法人とする。ただし、参加申込書を提出した日から落札決定日までの間において、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 市税等に滞納がある者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始又は破産法（平成16年法律75号）による破産手続開始の申立てがなされている者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員の活動等公序良俗に反する活動のために本物件を利用し、又は提供しようとする者

6 入札の無効に関する事項

本公告に示した参加資格のない者、虚偽の申請を行った者のした入札、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第13条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当する入札を行った者の入札は無効とし、無効の入札を

行った者を落札者及び落札候補者としていた場合は、落札及び落札候補の決定を取り消すものとする。

なお、参加資格を確認された者であっても、参加資格確認申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、亀山市建設工事等に係る資格（指名）停止措置要綱による資格（指名）停止を受ける等、5の入札者に必要な資格に関する事項に掲げる条件を満たしていない者は、参加資格のない者に該当する者とする。

7 予定価格（最低売却価格）

19,553,000円

8 その他

詳細は、令和元年度一般競争入札による市有財産（土地・建物）売却入札要領による。